

歳入

歳出予算に計上されている各種事業を行うにはそれに見合う収入が必要となります。
町の収入には自主財源（町が自主的に徴収できる税等）と依存財源（国や県等から町へ交付

されたり、割り当てられたりするもの（の二つからなっており、自主財源が多い方が良好とされていますが、光町の場合自主財源は三七・四パーセントとなっております。

62年度
明るく住みよい豊かな町の
予算ができました。

一般会計21億1,500万円

4 特別会計13億6,171万円

町民1人当りに使うお金
117,761円

町民1人当り納める税金
45,344円

町の人口11,898人
62年3月1日現在

まず、自主財源の最も多いのが町税で、町の収入の二五・五パーセントを占めています。これは前年度に比べ一・三パーセントの伸率です。
町税の中には、町民税、固定資産税、電気税、たばこ消費税、軽自動車税などがあり、この中で個人町民税は二億八四万五千元が財源としてあげられ、前年度に比べ二・一パーセントの減収となっております。
この他自主財源としては、分担金及び負担金（特定の事業に要する費用を受益者が負担するもので、保育料や給食費等）や使用料及び手数料（町営住宅使用料及び諸証明等の手数料）、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入等があります。
次に依存財源では、地方交付税（財源不足を補うため国から交付されるもの）八億八五〇〇万円が全体の四一・八パーセントと多く、町の行財政運営に大きな役割を果たしています。
この他、国や県から交付される国・県支出金、地方譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金等があげられます。

